

東郷町農地改良指導要綱に基づく指導基準

第1 一般基準

- 1 農地改良は、届出地周辺の地形、地質、高低差、用排水の状況及び農地の保水機能維持を考慮して行うものとする。
- 2 届出地の隣地に道路等公共施設がある場合は、道路への浸水防止等のため隣接道路より農地改良する農地の耕作面を低くする。なお、高低差のある複数の道路と隣接している場合は、保水機能維持の観点から原則として最も低い路面高を基準とする。
また、道路、排水路等公共施設の構造物保護のため、原則として官民境界から届出地側で後退し施工する計画とする。
- 3 届出地の隣地が農地、宅地等民有地の場合は、原則として隣接民有地より農地改良する農地の耕作面を低くする。

第2 個別基準（農地改良の埋立て盛土高、切下げ深さ、時期等及び農地改良後の耕作面の高さ、後退、排水等）

- 1 要綱第2条第1項第2号イに規定する農地改良の埋立て盛土高は1 m以内・最大値、切下げ深さ、掘削深さは60 c m以内・最大値とする。
また、同号ウに規定する耕作に支障がない時期とは作付けしている主産物の収穫後から作付けの間とし、短期間とは3ヶ月以内とする。
なお、夜間時の作業は搬入物の確認等現地調査に支障があるため行わないこととする。
- 2 隣接する土地の一部が道路等公共施設の場合
 - (1) 農地改良する農地の耕作面は、農地から道路への浸水や土砂流出防止、降雨時の道路排水を確保するため隣接道路の路面より30 c m以上低くする。
また、道路構造物保護のため、道路敷地境界から届出地側で30 c m以上後退し、法を施工する。（参考図1）
 - (2) 道路敷地を含め農地改良する場合は、道路管理者の許可等を得るとともに、農地改良する農地の耕作面は、農地から道路への浸水や土砂流出防止、降雨時の道路排水を確保するため隣接道路の路面より30 c m以上低くする。（参考図2）
- 3 隣接する土地の一部が排水路等公共施設の場合
 - (1) 農地改良する農地の耕作面を排水路地盤より高くする場合は、排水路構造物保護及び管理等のため、隣接する排水路敷地の土地境界から、原則として法尻を30 c m以上後退する。なお、水路敷地を含め農地改良する場合は、水路管理者の許可等を得ること。（参考図3及び4）
- 4 隣地が農地、宅地等民有地の場合
 - (1) 原則として、農地改良する農地の耕作面は、隣接する農地の耕作面や宅地等の地盤と同じ高さか低くする。（参考図5）
 - (2) 止むを得ず農地改良する農地の耕作面を隣接する宅地（農地以外）の地盤より高い計画とする場合は、農地から宅地への浸水や土砂流出防止のため、土地境界から届出地側で30 c m以上後退し素掘り水路等（流末を確保）を施工し、法を立ち上げること。（参考図6）

第3 法の構造

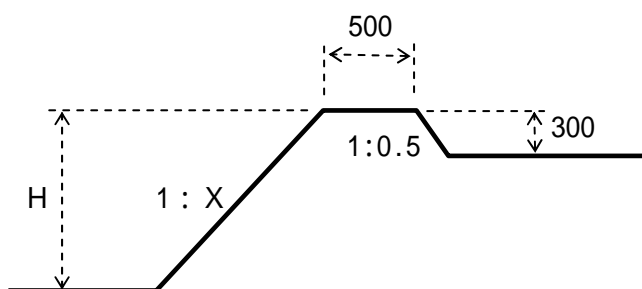
- 1 法の構造は、次の基準による。

2 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形及び近傍にある既往法面の状況等を勘案して、土砂の剥離、崩壊及び流出をしないよう現地に適合した安全なものとなるよう留意すること。

なお、施工は法の土砂の剥離、崩壊、流出をしないよう法面の安定を確保するよう措置すること。

・法の基準

・寸法表



X	H (m)
1.0	0 ~ 1.00
1.2	1.01 ~ 1.50
1.5	1.51 ~

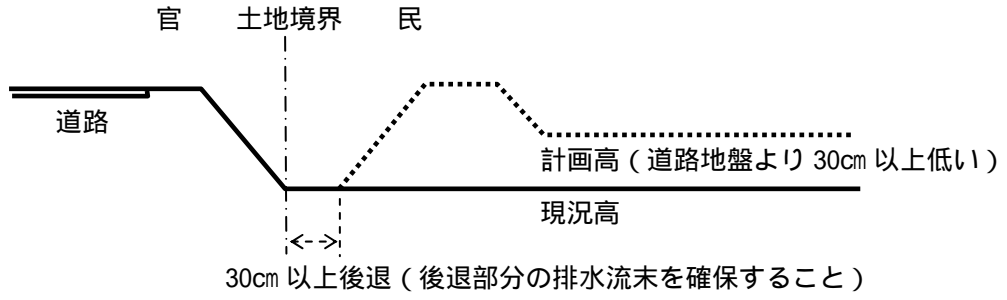
第4 土地境界

農地改良を行う農地の境界は、施行前後において、それぞれ境界杭等により明確でなければならない。

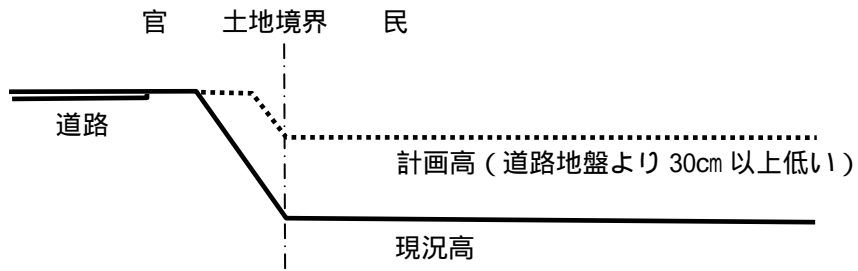
附 則

この指導基準は、平成20年10月1日から施行する。

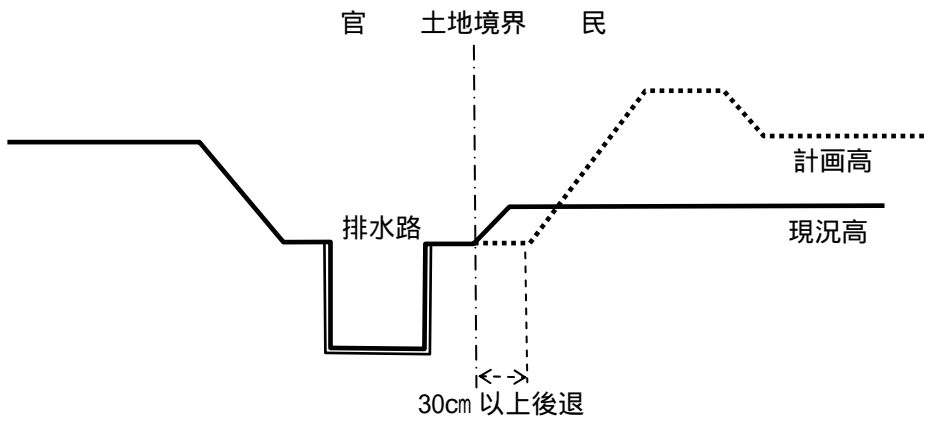
参考図 1



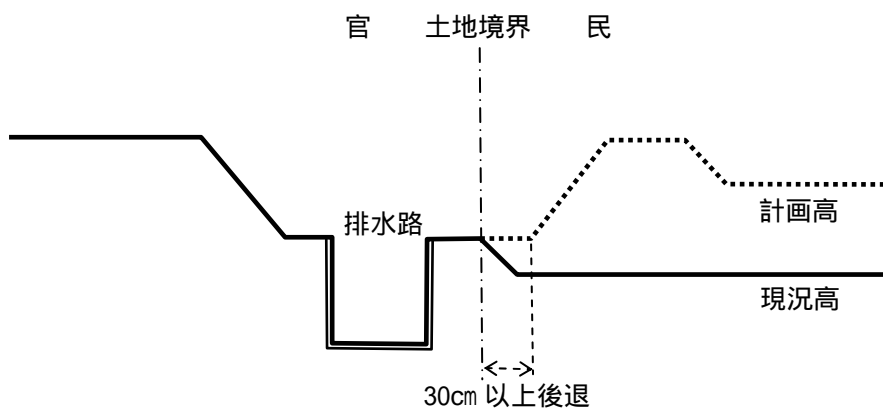
参考図 2



参考図 3

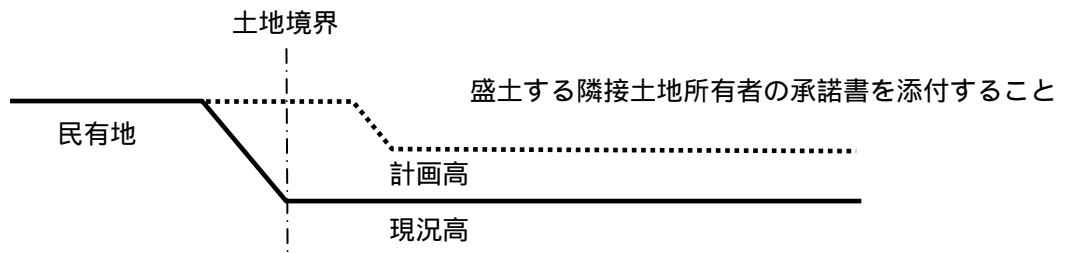


参考図 4

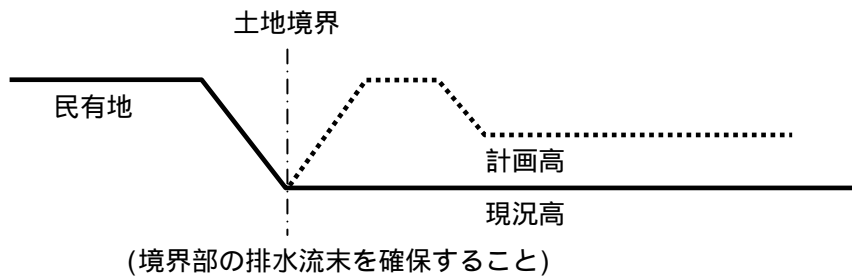


参考図 5

- ・隣接する民地を含め盛土する場合



- ・所有(耕作)する土地以内で行う場合



参考図 6

